岡山県税制懇話会(第2回会議)議事概要

日 時:令和5年7月25日(火)14:00~15:30

場 所:県庁3階大会議室

出席委員:岡本輝代志会長、石井清裕副会長、岡本章委員、越磨潔委員、

千葉喬三委員、内藤はま子委員、平島千江子委員、藤原裕里子委員

【議事概要】

1 議事

会長

第1回会議において、事務局からおかやま森づくり県民税の導入の経緯や制度、岡山県の森林・林業の現状、これまでの取り組み成果や今後の課題等の説明があり、それを基に意見交換を行った。

その中で、おかやま森づくり県民税の方向性としては、今まで成果も十分にあり、必要性も大いにあるということで、継続を前提とした議論を進めた。

また、多くの委員から県民税の認知度が非常に低く、もっと広報が必要であろうとの意見や、千葉委員から森林環境譲与税の使途についても岡山県の方針を明らかにしたらどうかという意見もあった。

前回会議で十分発言ができなかったのではないかということで会議の後に事務局への意見の提出を依頼したところ、岡本委員、平島委員及び内藤委員から意見が寄せられた。

3者で共通しているのは、おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の区別をより明確にすべきではないか、その明確な区別があるかどうかによって意見が分かれるが、区別が十分に理解されれば、3人の意見の多くが解決される。

例えば、岡本委員からは、森林環境譲与税が課せられるということになると、納税者の負担が大きくなり、それだけの税が必要なのかというような強い意見も寄せられている。ただ、これは、多くの人には使い道を説明することで税の負担が理解されやすいのではないかと思う。今回改めておかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について事務局から説明があると思うが、それで解決されると思う。

また、岡本委員からは、おかやま森づくり県民税の創設時にも議論があった ものであるが、森林の恩恵は県北と県南で大きな違いがあり、県南に直接的な 恩恵が少ないのではないかという意見があった。おかやま森づくり県民税の創 設時には森林の持つ公益的機能が十分果たされれば洪水等の被害が最小限に抑 えられるというような恩恵があるという議論があった。県北と県南におけるおかやま森づくり県民税の使い方の違いがあるが、それを乗り越えて創設されたということを理解いただきたい。

次に、平島委員からは、おかやま森づくり県民税を知らない人の割合が70% という現状を踏まえて、もう少し認知度を上げていく必要があるのではないか という意見をいただいた。

次に、内藤委員からは細かくご質問を提出いただいたが、これは前回の事務 局からの説明にほとんど含まれており、事務局から事前に説明をされたという ことなので省略させていただきたい。内藤委員からも、おかやま森づくり県民 税と森林環境譲与税の区分を十分に理解できるようにしてほしいという意見を いただいた。

多くの意見を寄せていただき感謝する。

それでは、まずは大きなテーマとなっているおかやま森づくり県民税と森林 環境譲与税の使途の整理について検討を始めたい。事務局から説明をお願いし たい。

(1) おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について 農林水産部林政課長(以下「林政課長」という。)が資料1を説明。

会長

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の整理をしていただいた。説明に もあったように、森林環境譲与税の事業は始まってからの期間が短く十分な成 果が出ていないという状況である。

平島委員からは市町村で良い事例があればそれをモデルにして、全県で積極 的に進めたらどうかという意見もいただいている。

意見がある委員は発言いただきたい。

委員

資料1の1ページについて、おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の対 比がよくできているとは思うが、具体性がなく、漠然としている。担い手の確 保育成、定着と木材の利用促進は、どちら使途にも書かれており、すみわけが はっきりしないので、具体的な例を落とし込んだものがあればよいと思う。

林政課長

先ほどの説明の中で、担い手育成の連携について、鏡野町と美咲町の事例を紹介したが、おかやま森づくり県民税で林業への就業相談窓口の開設などを行っており、就業希望者が集まる。その就業希望者のうち具体的に就業したい市町村がある方に、市町村が受入のための引越支援などを行い、移住して市町村内の林業就業者として活躍していただくといった流れが連携の中でできているということがあるので、このような事例を使って具体的に違いがわかるようにしたい。

委員

森林環境譲与税は、森林管理システムの構築が使途の中心になっている。森林管理システムは、所有者を特定し、森林経営できる森林は林業経営体に管理を任せ、森林経営が難しい森林は公的な管理を行うことであるが、事業としては有限であるのに、森林環境税は永続的である。おかやま森づくり県民税と森林環境税を合わせるとおかやま森づくり県民税の3倍になるが、これまで、おかやま森づくり県民税の議論の中で、やるべき事業に対する予算が足らないと言ったものはなかったと思う。やるべき事業がたくさんあるのであれば森林環境譲与税の使い道についても有効に考えられるが、おかやま森づくり県民税で行う事業規模としては現状で十分とされていたと思うので、無理やり使っているという感じがあるのではないか。

前回話したように、森林環境税は1人1,000円の人頭税であるため、人口の多い都市部から多く徴収することになるが、配分基準に人口割を入れないと多く徴収したところに配れない。そうしないと不満が出るので現行のような制度になっていると思うが、そこには歪みがあり、森林もない場所で森林に関係あるものに使おうとすると、公共建築物の木造化、木質化ぐらいしか思いつくものがない。そのような歪みのある経緯で、そのまま制度を運用してくのが本当によいか疑問である。

林政課長

森林環境譲与税の配分基準については、国の制度であるのでコメントをする 立場にないが、自治体からの要望もあり、国では配分基準のあり方について見 直しを議論していると聞いている。

会長

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途について整理していただいたが、十分に理解いただけたか。この会議は基本的にはおかやま森づくり県民税について議論していただく場なので、そこは区別した上で議論を進めていただきたい。

前回からの続きの議論であり、十分ご理解いただいたということで、次に進みたい。

次は、第1回会議でも多くの委員からご意見をいただいたおかやま森づくり 県民税の広報についてである。

おかやま森づくり県民税については、十分県民に伝わっておらず、認知度が 非常に低いのが現実ではないかと思うので、これをどうしたらいいか議論をし ていきたい。

まずは、事務局から説明をお願いする。

(2) おかやま森づくり県民税の広報について 林政課長が資料2を説明。

会長

おかやま森づくり県民税を知っている人ほど賛成者が多いという、非常に興 味深い結果が出ている。

残念なのは、平成29年から令和4年にかけて知らないという比率が増えていることである。ただ、共通して言えるのは、知らない人が圧倒的に多いということだ。

余談だが、先般、世界の広告費の総量が100兆円あり、その媒体の種類は、 デジタル系が約60%、マスメディアが25%、交通広告等が5%と続いていて、 圧倒的にデジタル系にシフトしたという新聞記事を読んだ。

利用する媒体が昔とは変わってきており、SNS等による情報発信なども十分に検討していくのがよいと考えている。

一般的な傾向が大きく変わっていることなども含めて、広報活動についての 意見をいただきたい。

委員

おかやま森づくり県民税の広報が重要なのは間違いないが、来年から森林環境税が徴収されるということで、こちらの広報も重要になってくる。森林環境税について知らない人が多いと思うので、おかやま森づくり県民税の広報と併せて森林環境税についても広報する必要がある。

林政課長

森林環境税については、市町村においてホームページや広報誌を活用して広報に努めており、わかりやすく広報していただくよう、県からも市町村にお願いをしている。県へ配分された譲与税の使途等についてもホームページ等を活用して広報を行っているところである。

会長

両税の広報はやり方も主体も違うと思うが、今回のおかやま森づくり県民税の報告書の中に両税の使途の整理に関連することとして、このあたりも区別して整理しておいた方がいいのではないかと思う。

委員

おかやま森づくり県民税の広報については、非常に重要な問題であり、おかやま森づくり県民税の認知度アップは不可欠であると考えている。限られた予算の中でなかなか難しい事情は理解できるが、様々な制約の中で最大限の効果を得られる工夫をしていただきたい。森づくりの重要性についてはある程度県民の理解が得られていると思うので、例えば、「森づくりを支えるワンコインの環境保全」というような県民の心に響くPR方法について知恵を絞っていただきたい。

先ほどの、使途の整理のところで発言しそびれたので追加で発言させていただくが、両税のすみわけがしっかりしていることはもちろん必要と考えている。本日の説明でも、ある程度のすみわけができていると感じており、さらなる定着を図っていきたいという趣旨だと理解しているため、異存はない。ただ、そのすみわけは相互不可侵というわけではなく県と市町村との連携がよく取れていることが何より重要だ。連携推進会議についての説明もあったが、そのあたりをしっかりお願いしたい。

林政課長

広報については、林政課でも行っているが、おかやま森づくり県民税を活用して事業を行っている県庁内の各課においても事業の取組を発信していただいている。関係課との連携の中で情報発信のチャンネルを広げていき、委員の意見も参考にしながら進めて参りたい。

委員

全国植樹祭が来年行われるのでそのようなイベントに絡めて広報を行ってはどうか。

委員

体験型の取り組みもきっかけ作りにはなると思う。

委員

資料2の19ページに副読本の作成とあるが、学校現場では副読本がすごく多いようで、配布して終わりという状況だと聞いている。税理士も学校で租税教育を行っており、おかやま森づくり県民税の話も何度かしたことがある。

副教材を配って終わりではなくて、子どもたちに教えて家庭で話をしてもら うことで親を巻き込むというやり方もあるのではないかと思う。

委員

ほとんどの人がおかやま森づくり県民税を知らないということは深刻な問題だ。知ればいいことだとわかると思う。県南の方には、森によって災害から都市が守られているということをしっかり広報していただきたい。

委員

おかやま森づくり県民税も森林環境譲与税も山を整備する税金であるが、使い道はあまり知られていない。しかし、目的税であることから、説明をしておく必要があると思う。そう考えると国の説明は不十分である。

また、林業と木材産業はつながっており、都市部では木材利用による木材産業の振興を進めていく必要がある。

日本の場合の問題は、森林資源はたくさんあるが、国産材の利用が進んでいないことである。木材産業を育てなければ林業も育たない。森林に対して国が

金を出すのであれば、木材産業の振興に活用できれば税の特色が出せると思っている。

会長

おかやま森づくり県民税に限らず広報というのは、非常に難しい。ただ、今 回のアンケートを見ても知っている人に賛成が多いという傾向がある。これ は、内容がよいということではないかと思うので、それを伝える時にメッセー ジの内容を慎重に選べば、よりよい結果につながると思う。

未知から認知へ変わることは非常に大きいが、認知したその先の理解させる 内容のメッセージが重要で、それを間違えると反対に回るということもあるの で気をつけて広報を行っていただきたい。

各委員から意見をいただいたので、次に移りたい。

第1回会議でおかやま森づくり県民税については継続するという大前提で意 見がまとまっているが、その大きな方向性については特に問題ないか。

今回、広報について議論が上がっているが、他にも議論した方がいいキーワードがあれば、挙げていただきたい。

(委員から発言なし)

意見がないようであれば、以上のような前提で骨子案を見ていただいて、新 たな意見をいただきたい。

では、骨子案を配っていただき、事務局から説明をお願いする。

総務部税務課長(以下「税務課長」という。)

骨子案について説明。

会長

骨子については、平成30年の報告書の目次と基本的には同じである。ただ、 今回の報告書は以前とは違うようになるのではないかと感じている。

骨子案について、本編の並びや内容などについて修正や変更について意見を お伺いしたい。

委員

森林環境税と森林環境譲与税の説明が本編の5で出てくるようになっているが、使途の方向性のところでいきなりこれらの話が出てくるのは非常にわかり

にくい。県民が見たら混乱すると思う。森林を守るための税制におかやま森づくり県民税と森林環境税の2つがあるということを最初に書いておく必要があると思う。

会長

前回の報告書同様、今回の報告書でも「はじめに」のところで、このあたり の背景については触れられると思うが、森林環境譲与税の扱い方の整理を今年 の段階でしておいた方がよいと思う。

他に意見がある方は発言いただきたい。

委員

今回は、今意見があったように2つの税金が入ってきて、森林の役割を継続させていくために、使う目的を明確にして、2つを上手に使いますよという事を書けばよいのではないか。最終的な目的はやはり県民税であるため、順番を間違えないようにだけはしていただきたい。

おかやま森づくり県民税の広報の必要性について記載するとあるが、広報の必要性を議論したのではなく、おかやま森づくり県民税を知ってもらうための広報をしてほしいという話であったと思う。

委員

まず、おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の2つがあるということを 先に説明しておいて、それぞれの整理をしたうえで、おかやま森づくり県民税 はこうしますと説明した方がわかりやすい。

会長

ほかに何かあるか。

委員

国の税金については、この懇話会で議論する対象ではないと思うので、例えば、前文でおかやま森づくり県民税と森林環境譲与税のすみわけについて大まかに説明をしておいて、使途事業の方向性の中で説明を加えるのがわかりやすいのではないか。

委員

使途のすみわけの話は、後段に出てくる話である。初めからすみわけの話を すると混乱するので、森林を対象にした税が2つあるということを先に示すこ とで関係性がわかりやすくなると思う。

会長

今回の報告書の整理の仕方としては、森林環境譲与税が現れたことと、おかやま森づくり県民税との違いを明確にすることを初めにもってくる。そこをもう少しウェイトを増やして記載した方がいいというのが共通の意見かと思う。

それから広報については、4のところであえてする必要がないのではないか という意見もあり、ここも検討する必要があると思う。

骨子案について他に意見はないか。

成果もあり、必要性もあるので 継続しようという大きな流れの中で、まだ 議論の余地があるのが、1 (1) の税制度についてである。岡本委員から森林 に関する税がこんなに必要なのかという意見もあったが、他にも意見があれば 発言いただきたい。

委員

来年度からおかやま森づくり県民税と森林環境税を合わせると今までの3倍になるが、今までのおかやま森づくり県民税の事業計画で費用が足りないという議論はなかったように思う。今までの継続で十分だという理解でこれまで事業を進めてきたところに、森林環境譲与税が配分されるという話が急に降ってきたという状況である。そうなると、これまでおかやま森づくり県民税で行ってきた事業以外の事業でこれまでの2倍の経費がかかるような事業が永続的に必要なのか。森林経営管理システムでは、森林を森林経営できるものとできないものに仕分けて、経営できるものは林業経営体に任せ、経営が難しいものは公的機関が管理するということだが、森林は有限なので、例えば10年をめどに事業が完了するというような計画がないと、すべての森林が整理された後も収入自体は入ってくるので事業としては、すべての建物を木造化することくらいしか考えられなくなる。

そもそも、森林環境税は人頭税で、低所得者に非常に厳しい税であり、昨今 の値上げ等で生活が厳しい中で税金を徴収するのであれば、きちんとした説明 が必要だ。 また、使途のところで気になっていたのだが、おかやま森づくり県民税と森 林環境譲与税の使途それぞれに同じ言葉があると思うので、書き方を工夫しな いと、それぞれの税で同じことをやっているのではないかと思われると思う。

会長

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の区別は十分できていると思う。 大まかにいえば、森林環境譲与税は市町村独自のカラーを出すための事業に使 う財源であるため、おかやま森づくり県民税とは全く違うので、森林環境譲与 税が加わって県が自由に使える財源が増えるということではないということは 理解されているかと思う。

また、森林環境譲与税を活用した事業については、今回事例で示されたように市町村が非常に努力をしていろいろな事業を行っているが、まだまだ始まったばかりで、成果が十分に出ていない段階である。これらとおかやま森づくり 県民税の使途は全く違うものである。

確かに、両税は森を守るというイメージで理解されて、似たような表現もあるので、使途を中心に両税の違いを最初に説明しておく必要がある。そうしないと、県民も混乱する人がおられると思う。区別をはっきりさせた報告書を作成しなければ、後々問題を引きずるような気がするので、十分検討していただきたい。

骨子案を今日ここで決めるのは非常に難しいように思う。

千葉委員からも指摘があったように、今回は単純に前回と同じ構成というわけにはいかないと思う。

骨子をもとに文章を起こしていくので、この段階で十分意見を整理した方が よいと思うがいかがか。

委員

項目はこれでよいと思うが、その並べ方を作り直した方がよいと思う。

会長

前回3回会議を開くということで了承を得たが、4回に増やすことも考えられるがどうか。

委員

骨子案の項目の並べ方の問題だけなので、会長の方で整理していただければ よいと思う。

会長

個人的には、この骨子案が報告書になることには不安がある。

私の提案だが、骨子案に関する意見を事務局にお知らせいただき、会議をするかどうかは別に集約したものを私と副会長で議論して第3回会議を行うという進め方もあると思う。私の理想は、1回骨子案で会議を開いた方がよいと思うが、委員の皆様の意見はいかがか。

委員

骨子案についての進め方については、会長にお任せしたい。先ほどから、会 長や千葉委員が指摘されているように、後に森林環境譲与税の話が急に出てく るのはおかしいと思う。まずは、全体像を示しておかなければ混乱すると思う ので、骨子案を作り直す必要があるのではないかと思う。

今回の報告書の主要な論点は両税のすみわけの問題だと思うので、そこはき ちんと書き込む必要があると思う。もう1点は、前回申し上げたが、おかやま 森づくり県民税の存在意義は、当初の意義に加えて、生態系の維持、地球環境 問題、地域の持続可能性などに対する森林の役割や森づくりの重要性が高まっ てきているということも書き込んでいただきたい。

会長

今回の骨子案を委員にお示ししたが、両税の明確な区別がどこかにあれば、このままでもいいのかもしれないし、途中で森林環境譲与税に触れていることで混乱を招くということであれば、そうならないように整理ができれば、この骨子案を微調整する形で了解をいただいて、詳細は、郵送でやりとりすることも可能かと思う。あるいは、会議の間隔を短くしてもう1回細かい詰めの議論していただくことも考えられる。

いずれにするかは、副会長や事務局と相談させていただきたいと思うが、よいか。

(委員了承)

会長

それでは、3回目の開催予定が10月の上旬となっているが、これも含めて再 検討したい。ただ、後のことを考えるとあまり遅くならない方がよいと思う。

今日は、引き続き、おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税に関する議論をしていただき、骨子案の検討に入ったが、骨子案を従来とは違う形で整理した方がよいという意見が出た。ただ、並び方は従来と同じでもよいかもしれないが、森林環境譲与税との区別がはっきりするような形で骨子案を修正していただきたいということでよろしいか。

(委員了承)

事務局からは何かあるか。

税務課長

特にはない。

会長

それでは、長時間にわたり議論していただき感謝する。

それでは、第3回を近々に開催するかどうかあるいは文書で了解をいただく かを含めて早急に対応してまいりたい。

以上